

標準市議会会議規則一部改正(令和6年2月8日第234回理事会)

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章</p> <p>第一節～第八節 (略)</p> <p>第九節 公聴会<u>及び</u>参考人</p> <p>第十節 (略)</p> <p>第二章 委員会</p> <p>第一節 総則(第九十条一第九十四条の二)</p> <p>第二節～第六節 (略)</p> <p>第三章～第六章 (略)</p> <p>第七章 協議又は調整を行うための場(第一百六十六条・<u>第一百六十六条の二</u>)</p> <p>第八章 (略)</p> <p>第九章 補則(<u>第一百六十七条の二</u>第一百六十八条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章</p> <p>第一節～第八節 (略)</p> <p>第九節 公聴会、<u>参考人</u></p> <p>第十節 (略)</p> <p>第二章 委員会</p> <p>第一節 総則(第九十条一第九十四条)</p> <p>第二節～第六節 (略)</p> <p>第三章～第六章 (略)</p> <p>第七章 協議又は調整を行うための場(第一百六十六条)</p> <p>第八章 (略)</p> <p>第九章 補則(第一百六十八条)</p> <p>附則</p>
第一章 会議	第一章 会議
第一節 総則	第一節 総則
(宿所又は連絡所の届出)	(宿所又は連絡所の届出)
第三条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めるときは、議長に届け出なければならない。これを <u>変更したときも</u> 、 <u>また同様とする</u> 。	第三条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めるときは、議長に届け出なければならない。これを <u>変更したときも</u> <u>また同様とする</u> 。
(議席)	(議席)
第四条 (略)	第四条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に <u>諮つて</u> 議席を変更することができる。	3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に <u>はかつて</u> 議席を変更することができる。
4 (略)	4 (略)
(会期中の閉会)	(会期中の閉会)
第七条 会議に付された事件を <u>全て</u> 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。	第七条 会議に付された事件を <u>すべて</u> 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。
(会議時間)	(会議時間)
第九条 (略)	第九条 (略)
2 議長は、必要があると認めるときは、 <u>会議に宣告することにより</u> 、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員○人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に <u>諮つて</u>	2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員○人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に <u>はかつて</u> 決める。

決める。	
3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中ではない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。	(新設)
4 会議の開始は、号鈴で報ずる。	3 会議の開始は、号鈴で報ずる。
(休会)	(休会)
第十条 市の休日は、休会とする。	第十条 市の休日は、休会とする。(参考)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
(定足数に関する措置)	(定足数に関する措置)
第十二条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。	第十二条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。(参考)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(出席催告)	(出席催告)
第十三条 法第百十三条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもつて行ふ。	第十三条 法第百十三条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもつて行なう。
第二節 議案及び動議	第二節 議案及び動議
(議案の提出)	(議案の提出)
第十四条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を <u>備え</u> 、理由を付け、法第百十二条第二項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては○人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。	第十四条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を <u>そなえ</u> 、理由を付け、法第百十二条第二項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては○人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。
2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を <u>備え</u> 、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。	2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を <u>そなえ</u> 、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。
(一事不再議)	(一事不再議)
第十五条 議会で議決された事件については、同一会期中は、 <u>再び提出することができない</u> 。	第十五条 議会で議決された事件については、同一会期中は <u>再び提出することができない</u> 。(参考)
(修正の動議)	(修正の動議)
第十七条 修正の動議は、その案を <u>備え</u> 、法第百	第十七条 修正の動議は、その案を <u>そなえ</u> 、法第

<p>十五條の三の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては○人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>百十五條の三の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては○人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>
<p>(先決動議の表決の順序)</p>	<p>(先決動議の表決の順序)</p>
<p>第十八条 他の事件に先立つて表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員○人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>決める。</p>	<p>第十八条 他の事件に先立つて表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員○人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議には<u>かつて</u>決める。</p>
<p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p>	<p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p>
<p>第十九条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、<u>会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p>	<p>第十九条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。</p>
<p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p>	<p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p>
<p>3 委員会が提出した議案につき第一項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p>	<p>3 委員会が提出した議案につき第一項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p>
<p>第三節 議事日程</p>	<p>第三節 議事日程</p>
<p>(日程の作成及び配布)</p>	<p>(日程の作成及び配布)</p>
<p>第二十条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に<u>代える</u>ことができる。</p>	<p>第二十条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に<u>かえる</u>ことができる。</p>
<p>(日程の順序変更及び追加)</p>	<p>(日程の順序変更及び追加)</p>
<p>第二十一条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p>	<p>第二十一条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議には<u>かつて</u>、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p>
<p>(延会の場合の議事日程)</p>	<p>(延会の場合の議事日程)</p>
<p>第二十三条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が<u>終わらなかつた</u>ときは、議長は、更にその日程を定</p>	<p>第二十三条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が<u>終らなかつた</u>ときは、議長は、更にその日程を定め</p>

めなければならない。	なければならない。
(日程の終了及び延会)	(日程の終了及び延会)
第二十四条 議事日程に記載した事件の議事を <u>終わつた</u> ときは、議長は、散会を宣告する。	第二十四条 議事日程に記載した事件の議事を <u>終つた</u> ときは、議長は、散会を宣告する。
2 議事日程に記載した事件の議事が <u>終わら</u> ない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に <u>諮つて</u> 延会することができる。	2 議事日程に記載した事件の議事が <u>終ら</u> ない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に <u>はかつて</u> 延会することができる。
第四節 選挙	第四節 選挙
(選挙の宣告)	(選挙の宣告)
第二十五条 議会において選挙を <u>行</u> うときは、議長は、その旨を宣告する。	第二十五条 議会において選挙を <u>行な</u> うときは、議長は、その旨を宣告する。
(不在議員)	(不在議員)
第二十六条 選挙を <u>行</u> う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。	第二十六条 選挙を <u>行な</u> う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。
(議場の出入口閉鎖)	(議場の出入口閉鎖)
第二十七条 投票による選挙を <u>行</u> うときは、議長は、第二十五条((選挙の宣告))の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。	第二十七条 投票による選挙を <u>行な</u> うときは、議長は、第二十五条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。
(投票用紙の配布及び投票箱の点検)	(投票用紙の配布及び投票箱の点検)
第二十八条 投票を <u>行</u> うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。	第二十八条 投票を <u>行な</u> うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。
2 (略)	2 (略)
(投票)	(投票)
第二十九条 議員は、 <u>議長</u> の指示に従つて、 <u>順次</u> 、 <u>投票</u> する。	第二十九条 議員は、 <u>職員</u> の点呼に応じて、 <u>順次</u> 、 <u>投票</u> を備え付けの投票箱に投入する。
(投票の終了)	(投票の終了)
第三十条 議長は、投票が <u>終わつた</u> と認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。	第三十条 議長は、投票が <u>終つた</u> と認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。
(開票及び投票の効力)	(開票及び投票の効力)
第三十一条 (略)	第三十一条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 投票の効力は、立会人の意見を <u>聴いて</u> 議長が決定する。	3 投票の効力は、立会人の意見を <u>聞いて</u> 議長が決定する。
4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規	(新設)

定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。	
第五節 議事	第五節 議事
(一括議題)	(一括議題)
第三十五条 議長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に <u>諮</u> つて決める。	第三十五条 議長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議には <u>か</u> つて決める。
(議案等の説明、質疑及び委員会付託)	(議案等の説明、質疑及び委員会付託)
第三十七条 会議に付する事件は、 <u>第百四十一条</u> <u>((請願の委員会付託))</u> に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を <u>聴</u> き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、 <u>常</u> 任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。	第三十七条 会議に付する事件は、 <u>第百四十一条</u> <u>(請願の委員会付託)</u> に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を <u>聞</u> き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし <u>常</u> 任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。
2 (略)	2 (略)
3 前二項における提出者の説明及び第一項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に <u>諮</u> つて省略することができる。	3 前二項における提出者の説明及び第一項における委員会の付託は、討論を用いないで会議には <u>か</u> つて省略することができる。
(付託事件を議題とする時期)	(付託事件を議題とする時期)
第三十八条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を <u>待</u> つて議題とする。	第三十八条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を <u>ま</u> つて議題とする。
(委員長及び少数意見の報告)	(委員長及び少数意見の報告)
第三十九条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、 <u>次</u> いで少数意見者が少数意見の報告をする。	第三十九条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、 <u>つ</u> いで少数意見者が少数意見の報告をする。
2 (略)	2 (略)
3 第一項の報告は、討論を用いないで会議に <u>諮</u> つて省略することができる。	3 第一項の報告は、討論を用いないで会議には <u>か</u> つて省略することができる。
4 (略)	4 (略)
(討論及び表決)	(討論及び表決)
第四十二条 議長は、前条の質疑が <u>終</u> わつたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。	第四十二条 議長は、前条の質疑が <u>終</u> つたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。
(委員会の審査又は調査期限)	(委員会の審査又は調査期限)
第四十四条 (略)	第四十四条 (略)
2 前項の期限までに <u>審</u> 査又は <u>調</u> 査を <u>終</u> わらなかつたときは、その事件は、第三十八条 <u>((付託</u>	2 前項の期限までに <u>審</u> 査を <u>終</u> らなかつたときは、その事件は、第三十八条 <u>(付託事件を議題</u>

事件を議題とする時期))の規定にかかわらず、 <u>議会</u> において審議することができる。	とする時期)の規定にかかわらず、 <u>会議</u> において審議することができる。
(委員会の中間報告)	(委員会の中間報告)
第四十五条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。	第四十五条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。 <u>(参考)</u>
2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、 <u>議会の承認を得て</u> 、中間報告をすることができる。	2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。
(再付託)	(再付託)
第四十六条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。	第四十六条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。 <u>(参考)</u>
第七節 発言	第七節 発言
(発言の許可等)	(発言の許可等)
第五十条 発言は、 <u>全て</u> 議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。	第五十条 発言は、 <u>すべて</u> 議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。
2 (略)	2 (略)
(発言の通告及び順序)	(発言の通告及び順序)
第五十一条 (略)	第五十一条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に <u>当たつても</u> 発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。	4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に <u>当つても</u> 発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。
(発言の通告をしない者の発言)	(発言の通告をしない者の発言)
第五十二条 発言の通告をしない者は、通告した者が <u>全て</u> 発言を <u>終わつた</u> 後でなければ発言を求めることができない。	第五十二条 発言の通告をしない者は、通告した者が <u>すべて</u> 発言を <u>終つた</u> 後でなければ発言を求めることができない。
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(議長の発言討論)	(議長の発言討論)
第五十四条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、 <u>発言が終つた</u> 後、議長席に復さなければならない。ただし、	第五十四条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、 <u>発言が終つた</u> 後、議長席に復さなければならない。ただし、討論

<p>討論をしたときは、その議題の表決が<u>終わる</u>までは、議長席に復することができない。</p>	<p>をしたときは、その議題の表決が<u>終る</u>までは、議長席に復することができない。</p>
<p>(発言内容の制限)</p>	<p>(発言内容の制限)</p>
<p>第五十五条 発言は、<u>全て簡明にするもの</u>とし、議題外にわたり又はその範囲を<u>超えて</u>はならない。</p>	<p>第五十五条 発言は、<u>すべて簡明にするもの</u>とし、議題外にわたり又はその範囲を<u>こえて</u>はならない。</p>
<p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、<u>発言を禁止</u>することができる。</p>	<p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(質疑の回数)</p>	<p>(質疑の回数)</p>
<p>第五十六条 質疑は、同一議員につき、同一議題について○回を<u>超える</u>ことができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p>	<p>第五十六条 質疑は、同一議員につき、同一議題について○回を<u>こえる</u>ことができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p>
<p>(発言時間の制限)</p>	<p>(発言時間の制限)</p>
<p>第五十七条 (略)</p>	<p>第五十七条 (略)</p>
<p>2 議長の定めた時間の制限について、出席議員○人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>決める。</p>	<p>2 議長の定めた時間の制限について、出席議員○人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。</p>
<p>(発言の継続)</p>	<p>(発言の継続)</p>
<p>第五十九条 延会、中止又は休憩のため発言が<u>終わらなかつた</u>議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p>	<p>第五十九条 延会、中止又は休憩のため発言が<u>終らなかつた</u>議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p>
<p>(質疑又は討論の終結)</p>	<p>(質疑又は討論の終結)</p>
<p>第六十条 質疑又は討論が<u>終わつた</u>ときは、議長は、その終結を宣告する。</p>	<p>第六十条 質疑又は討論が<u>終つた</u>ときは、議長は、その終結を宣告する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮つて</u>決める。</p>	<p>3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。</p>
<p>(緊急質問等)</p>	<p>(緊急質問等)</p>
<p>第六十三条 (略)</p>	<p>第六十三条 (略)</p>
<p>2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮ら</u>なければならない。</p>	<p>2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に<u>はから</u>なければならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(準用規定)</p>	<p>(準用規定)</p>
<p>第六十四条 質問については、第五十六条((<u>質疑の回数</u>))及び第六十条((<u>質疑又は討論の終結</u>))の規定を準用する。</p>	<p>第六十四条 質問については、第五十六条(<u>質疑の回数</u>)及び第六十条(<u>質疑又は討論の終結</u>)の規定を準用する。</p>
<p>(発言の取消し又は訂正)</p>	<p>(発言の取消し又は訂正)</p>

<p>第六十五条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p>	<p>第六十五条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p>
(答弁書の配布)	(答弁書の配布)
<p>第六十六条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その<u>写し</u>を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に<u>代える</u>ことができる。</p>	<p>第六十六条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その<u>写</u>を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に<u>かえる</u>ことができる。</p>
第八節 表決	第八節 表決
(表決問題の宣告)	(表決問題の宣告)
<p>第六十七条 議長は、表決を<u>採ろうと</u>するときは、表決に付する問題を宣告する。</p>	<p>第六十七条 議長は、表決を<u>とろうと</u>するときは、表決に付する問題を宣告する。</p>
(条件の禁止)	(条件の禁止)
<p>第六十九条 表決には、条件を<u>付ける</u>ことができない。</p>	<p>第六十九条 表決には、条件を<u>附ける</u>ことができない。</p>
(起立による表決)	(起立による表決)
<p>第七十条 議長が表決を<u>採ろうと</u>するときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>	<p>第七十条 議長が表決を<u>とろうと</u>するときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p>
<p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員〇人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採ら</u>なければならない。</p>	<p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員〇人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とら</u>なければならない。</p>
(投票による表決)	(投票による表決)
<p>第七十一条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員〇人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。</p>	<p>第七十一条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員〇人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。</p>
2 (略)	2 (略)
(記名投票)	(記名投票)
<p>第七十二条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p>	<p>第七十二条 記名投票を<u>行なう</u>場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p>
(無記名投票)	(無記名投票)
<p>第七十三条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しな</p>	<p>第七十三条 無記名投票を<u>行なう</u>場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入し</p>

なければならない。	なければならない。
2 (略)	2 (略)
(選挙規定の準用)	(選挙規定の準用)
第七十四条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第二十七条((議場の出入口閉鎖))、第二十八条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第二十九条((投票))、第三十条((投票の終了))、第三十一条((開票及び投票の効力))、第三十二条((選挙結果の報告))第一項及び第三十三条((選挙関係書類の保存))の規定を準用する。	第七十四条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第二十七条(議場の出入口閉鎖)、第二十八条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第二十九条(投票)、第三十条(投票の終了)、第三十一条(開票及び投票の効力)、第三十二条(選挙結果の報告)第一項及び第三十三条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。
(簡易表決)	(簡易表決)
第七十六条 議長は、問題について異議の有無を会議に <u>諮る</u> ことができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員○人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を <u>採ら</u> なければならない。	第七十六条 議長は、問題について異議の有無を会議には <u>か</u> ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員○人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を <u>と</u> らなければならない。
(表決の順序)	(表決の順序)
第七十七条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を <u>採ら</u> なければならない。	第七十七条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を <u>と</u> らなければならない。
2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を <u>採る</u> 。ただし、表決の順序について出席議員○人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に <u>諮</u> つて決める。	2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を <u>と</u> る。ただし、表決の順序について出席議員○人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議には <u>か</u> つて決める。
3 修正案が <u>全</u> て否決されたときは、原案について表決を <u>採る</u> 。	3 修正案が <u>す</u> べて否決されたときは、原案について表決を <u>と</u> る。
第九節 公聴会 <u>及</u> び参考人	第九節 公聴会、 <u>参</u> 考人
(公述人の決定)	(公述人の決定)
第八十条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、 <u>前</u> 条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。	第八十条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ <u>文</u> 書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。
2 (略)	2 (略)
(参考人)	(参考人)
第八十四条 (略)	第八十四条 (略)
2 参考人については、第八十一条((公述人の発	2 参考人については、第八十一条、第八十二条

言))、第八十二条((議員と公述人の質疑))及び第八十三条((代理人又は文書による意見の陳述))の規定を準用する。	及び第八十三条の規定を準用する。
第十節 会議録	第十節 会議録
(会議録の記載事項)	(会議録の記載事項)
第八十五条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。	第八十五条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。
(一)～(十五) (略)	(一)～(十五) (略)
2 議事は、速記法 <u>その他議長が適当と認める方法</u> によつて記録する。	2 議事は、速記法によつて速記する。
(会議録の配布)	(会議録の配布)
第八十六条 会議録は、議員及び関係者に配布する。	第八十六条 会議録は、議員及び関係者に配布(<u>会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。</u>)する。(参考)
(会議録に掲載しない事項)	(会議録に掲載しない事項)
第八十七条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第六十五条((発言の取消し又は訂正))の規定により取り消した発言は、掲載しない。	第八十七条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第六十五条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。(参考)
(会議録署名議員)	(会議録署名議員)
第八十八条 会議録に署名する議員は、○人とし、議長が会議において指名する。	第八十八条 会議録に署名する議員(<u>会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、法第二百二十三条第三項に規定する署名に代わる措置をとる議員</u>)は、○人とし、議長が会議において指名する。
第二章 委員会	第二章 委員会
第一節 総則	第一節 総則
(出席委員に関する措置)	(新設)
第九十四条の二 この章における出席委員には、 <u>法第九十九条第九項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)</u> で委員会に出席している委員を含む。	(新設)
第二節 審査	第二節 審査
(一括議題)	(一括議題)
第九十六条 委員長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があると	第九十六条 委員長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があると

きは、討論を用いないで会議に <u>諮</u> つて決める。	きは、討論を用いないで会議に <u>は</u> かつて決める。
(審査順序)	(審査順序)
第九十八条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によつて <u>行</u> うを例とする。	第九十八条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によつて <u>行</u> なうを例とする。
(先決動議の表決順序)	(先決動議の表決順序)
第九十九条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に <u>諮</u> つて決める。	第九十九条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に <u>は</u> かつて決める。
(動議の撤回)	(動議の撤回)
第一百条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の <u>許</u> 可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の <u>許</u> 可を得なければならない。	第一百条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の <u>承</u> 認を要する。
(委員会報告書)	(委員会報告書)
第一百条 委員会は、事件の審査又は調査を <u>終</u> つたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。	第一百条 委員会は、事件の審査又は調査を <u>終</u> つたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。
(閉会中の継続審査)	(閉会中の継続審査)
第一百十一条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を <u>付</u> け、委員長から議長に申し出なければならない。	第一百十一条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を <u>附</u> け、委員長から議長に申し出なければならない。
第四節 発言	第四節 発言
(発言の許可)	(発言の許可)
第一百十四条 委員は、 <u>全</u> て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。	第一百十四条 委員は、 <u>す</u> べて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。
(発言内容の制限)	(発言内容の制限)
第一百十六条 発言は <u>全</u> て、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を <u>超</u> えてはならない。	第一百十六条 発言は <u>す</u> べて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を <u>こ</u> えてはならない。
2 (略)	2 (略)
(委員外議員の発言)	(委員外議員の発言)
第一百十七条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でな	第一百十七条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でな

い議員（以下この条において「 <u>委員外議員</u> という」。）に対し、その出席を求めて説明又は意見を <u>聴く</u> ことができる。	い議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を <u>聞く</u> ことができる。
2 委員会は、 <u>委員外議員</u> から発言の <u>申出</u> があつたときは、その許否を決める。	2 委員会は、 <u>委員でない議員</u> から発言の <u>申し出</u> があつたときは、その許否を決める。
3 <u>前二項の場合において、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</u>	(新設)
4 <u>前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u>	(新設)
(委員長の発言)	(委員長の発言)
第百十八条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が <u>終わった</u> 後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が <u>終わる</u> までは、委員長席に復することができない。	第百十八条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が <u>終わった</u> 後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が <u>終る</u> までは、委員長席に復することができない。
2 <u>法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長の職務を行うことができない。</u>	(新設)
(発言時間の制限)	(発言時間の制限)
第百十九条 (略)	第百十九条 (略)
2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に <u>諮つて</u> 決める。	2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に <u>はかつて</u> 決める。
(発言の継続)	(発言の継続)
第百二十一条 会議の中止又は休憩のため発言が <u>終わらなかつた</u> 委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。	第百二十一条 会議の中止又は休憩のため発言が <u>終らなかつた</u> 委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。
(質疑又は討論の終結)	(質疑又は討論の終結)
第百二十二条 質疑又は討論が <u>終わった</u> ときは、委員長は、その終結を宣告する。	第百二十二条 質疑又は討論が <u>終つた</u> ときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 (略)	2 (略)
3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に <u>諮つて</u> 決める。	3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に <u>はかつて</u> 決める。
(発言の取消し又は訂正)	(発言の取消し又は訂正)
第二百二十四条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。	第二百二十四条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。
(答弁書の配布)	(答弁書の朗読)
第二百五条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、 <u>その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。(参考)</u>	第二百五条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、 <u>職員をして朗読させる。(参考)</u>
第五節 委員長及び副委員長の互選	第五節 委員長及び副委員長の互選
(互選の方法)	(互選の方法)
第二百二十六条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で <u>行</u> う。	第二百二十六条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で <u>行な</u> う。
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 第一項の投票を <u>行</u> う場合には、委員長の職務を <u>行</u> っている者も、投票することができる。	4 第一項の投票を <u>行な</u> う場合には、委員長の職務を <u>行な</u> っている者も、投票することができる。
5 (略)	5 (略)
6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に <u>諮</u> り委員の全員の同意があつた者をもって、当選人とする。	6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に <u>は</u> かり委員の全員の同意があつた者をもって、当選人とする。 <u>(参考)</u>
(選挙規定の準用)	(選挙規定の準用)
第二百二十七条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、 <u>第一章第四節の規定を準用する。</u>	第二百二十七条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については <u>第一章第四節の規定を準用する。(参考)</u>
第六節 表決	第六節 表決
(表決問題の宣告)	(表決問題の宣告)
第二百二十八条 委員長は、表決を <u>採</u> ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。	第二百二十八条 委員長は、表決を <u>と</u> ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。
(不在委員)	(不在委員)
第二百二十九条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。 <u>ただし、法第九十九条第九項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限</u>	第二百二十九条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

りでない。	
(条件の禁止)	(条件の禁止)
第百三十条 表決には、条件を <u>付ける</u> ことができない。	第百三十条 表決には、条件を <u>附ける</u> ことができない。
(起立による表決)	(起立による表決)
第百三十一条 委員長が表決を <u>採ろう</u> とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	第百三十一条 委員長が表決を <u>とろう</u> とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を <u>採ら</u> なければならない。	2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を <u>とら</u> なければならない。
(投票による表決)	(投票による表決)
第百三十二条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を <u>採る</u> 。	第百三十二条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を <u>とる</u> 。
2 (略)	2 (略)
(記名投票)	(記名投票)
第百三十三条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。	第百三十三条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。
(無記名投票)	(無記名投票)
第百三十四条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。	第百三十四条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。
2 (略)	2 (略)
(選挙規定の準用)	(選挙規定の準用)
第百三十五条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第二十八条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第二十九条((投票))、第三十条((投票の終了))、第三十一条((開票及び投票の効力))第一項から第三項まで及び第三十二条((選挙結果の報告))第一項の規定を準用する。	第百三十五条 記名投票、又は無記名投票を行なう場合には、第二十八条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第二十九条(投票)、第三十条(投票の終了)、第三十一条(開票及び投票の効力)及び第三十二条(選挙結果の報告)第一項の規定を準用する。
(簡易表決)	(簡易表決)
第百三十七条 委員長は、問題について異議の有無を会議に <u>諮る</u> ことができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から	第百三十七条 委員長は、問題について異議の有無を会議に <u>はかる</u> ことができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から

異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。	異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。
(表決の順序)	(表決の順序)
第百三十八条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。	第百三十八条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。
2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。	2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。
第三章 請願	第三章 請願
(請願書の記載事項等)	(請願書の記載事項等)
第百三十九条 (略)	第百三十九条 (略)
2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。	2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。	5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。
6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、 <u>会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u>	(新設)
(請願の委員会付託)	(請願の委員会付託)
第百四十一条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。	第百四十一条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。
2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u>	2 <u>前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u>
3 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものとみ	3 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものとみ

なし、それぞれの委員会に付託する。	なす。
(紹介議員の委員会出席)	(紹介議員の委員会出席)
第四百二十二条 (略)	第四百二十二条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の場合において、 <u>法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。</u>	(新設)
4 前項の紹介議員が、 <u>オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u>	(新設)
(請願の審査報告)	(請願の審査報告)
第四百十三条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。	第四百十三条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により <u>意見を付け</u> 、議長に報告しなければならない。
(一)～(二) (略)	(一)～(二) (略)
2 <u>委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u>	(新設)
3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を <u>付記</u> しなければならない。	2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を <u>附記</u> しなければならない。
(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)	(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)
第四百十四条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、 <u>これを請求しなければならない。</u>	第四百十四条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。
(陳情書の処理)	(陳情書の処理)
第四百十五条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が <u>必要があると認めるものは、</u> 請願書の例により処理するものとする。	第四百十五条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が <u>請願に適合するものは、</u> 請願書の例により処理するものとする。
第四章 辞職及び資格の決定	第四章 辞職及び資格の決定
(議長及び副議長の辞職)	(議長及び副議長の辞職)
第四百十六条 (略)	第四百十六条 (略)
2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用い <u>ないで</u> 会議に諮つてその許否を決定する。	2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用い <u>ないで</u> 会議にはかつてその許否を決定する。
3 (略)	3 (略)

(資格決定の審査)	(資格決定の審査)
第百四十九条 前条の要求については、議会は、 <u>第三十七条((議案等の説明、質疑及び委員会付託))</u> 第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。	第百四十九条 前条の要求については、議会は、 <u>第三十七条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</u> 第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。
(決定の通知)	(決定書の交付)
第百五十条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。	第百五十条 議会が議員の被選挙権の有無又は <u>法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについての法第二百二十七条第一項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</u>
第五章 規律	第五章 規律
(携帯品)	(携帯品)
第百五十二条 議場又は委員会の会議室に入る者は、 <u>帽子、コート、マフラー、傘の類</u> を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により <u>会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</u>	第百五十二条 議場又は委員会の会議室に入る者は、 <u>帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類</u> を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により <u>議長の許可を得たときは、この限りでない。</u>
(資料等の配布許可)	(資料等印刷物の配布許可)
第百五十七条 議場又は委員会の会議室において、 <u>資料等</u> を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。(参考)	第百五十七条 議場又は委員会の会議室において、 <u>資料、新聞紙、文書等の印刷物</u> を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。(参考)
(議長の秩序保持権)	(議長の秩序保持権)
第百五十九条 <u>全て</u> 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、 <u>討論を用い</u> ないで会議に <u>諮つて</u> 定める。	第百五十九条 <u>すべて</u> 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、 <u>討論を用い</u> ないで会議に <u>はかつて</u> 定める。
第六章 懲罰	第六章 懲罰
(懲罰動議の提出)	(懲罰動議の提出)
第百六十条 (略)	第百六十条 (略)
2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して三日以内に提出しなければならない。ただし、 <u>第四十九条((秘密の保持))</u> 第二項又は <u>第百十三条((秘密の保持))</u> 第二項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。	2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して三日以内に提出しなければならない。ただし、 <u>第四十九条(秘密の保持)</u> 第二項又は <u>第百十三条(秘密の保持)</u> 第二項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。
(懲罰動議の審査)	(懲罰動議の審査)
第百六十一条 懲罰については、議会は、第三十	第百六十一条 懲罰については、議会は、第三十

七条((議案等の説明、質疑及び委員会付託))第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することが <u>が</u> できない。	七条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決すること <u>は</u> できない。
(代理弁明)	(新設)
第百六十一条の二 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。	(新設)
(戒告又は陳謝の方法)	(戒告又は陳謝の方法)
第百六十二条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて <u>行</u> うものとする。	第百六十二条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて <u>行な</u> うものとする。
(出席停止の期間)	(出席停止の期間)
第百六十三条 出席停止は、○日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。	第百六十三条 出席停止は、○日を <u>こ</u> えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。
第七章 協議又は調整を行うための場	第七章 協議又は調整を行うための場
(協議等の場の開催方法の特例)	(新設)
第百六十六条の二 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。	(新設)
2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。	
第九章 補則	第九章 補則
(電子情報処理組織による通知等)	(新設)
第百六十七条の二 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第一項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係	(新設)

<p><u>る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p>	
<p><u>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u></p>	
<p><u>3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u></p>	
<p><u>4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第二十条（（日程の作成及び配布））、第六十六条（（答弁書の配布））、第八十六条（（会議録の配布））、第二百五十五条（（答弁書の配布））、第一百四十条（（請願文書表の作成及び配布））第一項及び第一百四十一条（（請願の委員会付託））第一項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をす</u></p>	

<p>ることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。</p>	
<p>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</p>	
<p>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。</p>	
<p>（電磁的記録による作成等）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第六十七條の三 この規則の規定（第二十八條（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））第一項（第七十四條（（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うこと</p>	<p>（新設）</p>

ができる。	
2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。	
(会議規則の疑義に対する措置)	(会議規則の疑義に対する措置)
第百六十八条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮つて決定する。	第百六十八条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかつて決定する。